

事 務 連 絡
令和8年6月15日

関係各所 ご担当者様

台東区都市づくり部
都市計画課長 松崎 晴生

「東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例」の制定について（依頼）

向暑の程、皆さまにはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

このたび台東区では、台東区都市計画マスタープラン及び台東区まちづくり誘導方針の取組みを推進するため、「東京都台東区まちづくりに係る総合的な条例」を制定しました。建築構想の届出等新たな手続きに関して、令和8年10月1日に施行することとなりました。

施行日以降は、対象規模に該当する場合は、「集合住宅及び大規模建築物の建築及び管理に関する条例」の届出前に手続きが必要になります。建築基準法第40条に規定する制限附加条例ではございませんが、事業者からの問い合わせがあった場合は下記担当までご連絡をお願いします。

つきましては、概要について記載した資料をお送りいたしますので、ご査収のほどよろしくお願い申し上げます。

また、関係する団体等への周知をご希望の方は、別途メールにて資料を共有いたしますので、下記担当までお申し付けください。

台東区役所 都市づくり部
都市計画課
電 話 03-5246-1363(直通)
メール tosikei@city.taito.tokyo.jp
担 当 清水・関口・芝山